

## 第30回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金） 午後2時00分から午後3時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 301会議室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	9	高井 啓
副会長(会長職務代理者)	18	田畑 啓之助	委員	11	中川 講一
委員	1	小倉 剛	委員	12	伴 慎也
委員	2	瀧井 和雄	委員	13	寺田 勝典
委員	3	川村 克己	委員	14	林 廣美
委員	4	西田 くみ子	委員	15	福永 甚藏
委員	5	山下 年数	委員	16	林田 清光
委員	6	葛原 準子	委員	17	服部 嘉子
委員	8	森地 隆照			

5. 欠席委員 2名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
委員	7	吉田 新太郎	委員	10	倉田 一良

6. 議長 議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席 8番 森地 隆照 委員

議席 9番 高井 啓 委員

## 8. 総会日程

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第146号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について

○議案第147号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第148号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第149号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議案第150号 甲賀市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

○報告案件2 農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について

6) 報告及び協議事項

○副会長報告事項

○下限面積検討委員会報告事項

○広報編集委員会報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（3名）

事務局長 伊藤 勲

局長補佐 松井 章

局長補佐（農地係長） 田中 克司

## 10. 会議の概要

事務局長 第30回甲賀市農業委員会総会を開会

全 員 【市民憲章唱和】

事務局長 開会にあたり、北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 ・次期農業委員・農地利用最適化推進委員の推薦  
・農業委員会の委員等の綱紀粛正

事務局長 ありがとうございます。  
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長 総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席7番 吉田新太郎委員、議席10番 倉田一良委員の2名で、遅参、早退の届出はございません。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数である過半数に達しておりますので開会を宣言いたします。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席8番 森地隆照委員と、議席9番 高井啓委員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 それでは最初に、議案第146号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。

まず、2条調書、整理番号5番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第146号をご説明申し上げます。議案書は2ページからとなります。

今月の申請は1件で申請者の住所、氏名、証明する土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号5番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の1ページ、2ページとなります。

申請理由について説明します。申請地は水利が悪いことから申請者の父が昭和30年頃から耕作されず、現在は周囲と一体的に山林化していることから、非農地としての証明を願い出られたものです。

申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当するため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号5番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局の説明のありましたとおり、昭和30年からずっと耕作放棄地となっております。現地につきましては昨年の12月8日に西田農業委員、松原推進員、そして地元の農事改良組合長、申請者とで現地を確認いたしましたところ全く山林化しておりまして、非農地としての証明が適当であると判断をいたしました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号24番 松原推進委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 24番、松原です。山下委員から説明のありましたとおりです。当地区に住んでいる者として、この場所は昔から、水の便が非常に悪かった所です。自分もこの地に住まいして、ここに田地目があるのを全く知らず、完全に山林化されています。地形図を見ていただいても、田の形もありませんし、完全に山林化しております。どうかご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。なおご質問される委員は議席番号とお名前をお願いいたします。以後のご質問につきましても、同様にお願いいたします。ご意見ございませんか。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号5番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号5番につきましては、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。  
議案第146号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第147号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
まず、3条調書、整理番号17番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議案第147号をご説明申しあげます。議案書は4ページからとなります。

今月の申請は1件で、譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、面積等につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号17番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の3ページから5ページとなります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲渡人の親は農業を行っておらず、申請地の維持管理は長年譲受人が行われておりました。譲渡人の親が亡くなり相続されましたが、譲渡人は遠方にお住まいであり、土地を手放したいと考えられ、譲受人に話をされましたところ、農地の所有権移転について合意され、申請を行われました。譲受人は現在、土山町青土地先で水稻及び野菜を耕作されており、申請地において、引き続き水稻及び野菜を栽培される予定であります。

申請内容を審査しました結果、譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

整理番号5番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委

18番、田畑です。ただ今上程されております3条調書17番につきまして、事務局から詳しく説明されたとおりであります。私からも少々補足をさせていただきます。

譲渡人は実家に相続すべき弟がおられましたが、45年程前に交通事故にて母親とともに亡くなりました。以来父親が細々と耕作されておりましたが、高齢にて十分なこともできず、親戚にあたる譲受人が耕作されております。実家の父親も20年程前に亡くなられ、譲渡人は東大阪市で住まいをされ、田畑の管理は不可能であり、常々処分されたい思いでありました。先程申しましたとおり、譲受人に購入を依頼されたところ、譲受人は規模拡大を望んでおられ、交渉が成立したところで、今後は、今までどおり水稻、野菜を栽培されます。また地元の改良組合長も了解されておられ、最適化推進委員と私も許可相当と判断いたしました。どうかよろしくご審議賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長

ありがとうございました。

続いて区域番号18番 頓宮推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局

意見書を朗読します。

土山町青土地先の農地5筆は、譲受人が50年以上に渡り譲渡人より耕作全般を請け負ってきたもので、譲渡人は高齢また遠方でもあり、共に耕作できる状態ではなく、この機に売買によりこの先安定して耕作を続けてもらえることとなり、双方、地域とも皆喜んでいらっしゃいますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号17番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号17番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第147号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第148号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
最初に、5条調書、整理番号39番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第148号をご説明申し上げます。議案書は6ページからとなります。  
今月の申請は9件で、譲受人、譲渡人の住所、氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、議案書のとおりでございます。  
整理番号39番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の6ページ、7ページ、土地利用計画は8ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。譲渡人は倉庫を必要とされたことから昭和50年ごろに新築されましたが不要となり、居住地に倉庫を設置するスペースのない譲受人の家庭用倉庫として利用されるため、農地転用の申請を行われました。計画によりますと、現状と同様に家庭用の倉庫として利用されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。土地の売買に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号39番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 2番、瀧井です。事務局より説明のありました整理番号39番について説明をさせていただきます。  
去る12月13日に区域担当の谷川農地利用最適化推進委員と事務局ならびに申請人とともに現地を確認いたしました。申請地は譲受人の自宅から20数メートル

離れた真向いの宅内で、宅内そのものが狭いために昭和50年に譲渡人により農地を借りて倉庫として使用されていたものを今回取得するという事です。前面には舗装道路があり、後方には排水路もあります。またその周辺には大型の農業倉庫、水田、畑等がありますが、周囲の農地との落差もなく、周辺農地への影響もないものと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号8番 谷川推進委員、補足説明がございましたらお願ひいたします。

担当推委 8番、谷川です。瀧井農業委員から説明のありましたとおりで、私からは別段補足説明はございませんので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号39について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号39につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号40番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号40番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は整理番号39番と同様になります。申請地は、整理番号39番の隣接地であり、第3種農地であります。

申請理由及び概要について説明いたします。譲受人の自家用車が増えたことから駐車スペースを必要とされましたが、居住地に空スペースがないことから譲渡人の土地を売買により取得されるため、農地転用の申請を行われました。計画によりますと、現状のまま車1台分の駐車場とされます。雨水は、自然浸透により処理され、今回の転用による周辺への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。土地の売買に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

- 議 長 ありがとうございます。  
整理番号40番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。
- 担当農委 2番、瀧井です。先程の説明をさせていただいた隣接の農地でありますところから、環境としてはほぼ変わりなく周辺への影響はないものと考えられますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号8番 谷川推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。
- 担当推委 8番、谷川です。これに対しても別段補足説明はございませんので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号40番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号40番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号41番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号41番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の9ページ、10ページ、土地利用計画は11ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にある農地転用が可能な第3種農地であります。  
転用理由及び概要について説明いたします。申請地は令和元年12月総会に整理番号34番で審議した場所の隣接地であり、譲受人は現在太陽光発電事業を拡大しており、今後も滋賀県内で事業拡大を目的に拠点となる資材置場を整備するため転用申請されました。計画によりますと、申請地にアルミ架台、スクリー杭、単管など太陽光発電施設の資材を保管されます。雨水は自然浸透により処理されますが、隣接地に農地がないため今回の転用による周辺農地への被害はないものと考え

られます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

整理番号41番につきましては、議席8番 森地委員から説明をお願いいたします。

担当農委

8番、森地です。41番の案件につきましては事務局からの説明のとおりでございますが、私からも若干説明させていただきます。

この案件につきましては、12月の総会に5条調書の34番で許可をいただいた太陽光発電の土地に宅地あるいは畑地にも両方隣接しておりまして、今回この場所は譲渡によりまして申請者が取得され太陽光発電等に関する資材全般を資材置場として使用されるということでございます。現地を確認しましたところ、これといった悪いところもございませんので許可相当と判断いたしました。どうか審議につきましてよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

続いて区域番号10番 奥村推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局

意見書を朗読します。

今回の申請地は不耕作地であり、周辺農地も耕作されておらず農地利用最適化の推進に問題もなく、地元改良組合長等の同意書も添付されており許可相当と判断されます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局の説明ならびに担当委員の説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員

**【異議なしの声】**

議 長

ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号41番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員でございます。

よって、整理番号41番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号42番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号42番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の12ページ、13ページ、土地利用計画は14ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地では申請地以外の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は許可ができないこととなっております。本申請において、申請地周辺は荒廃地であり、周囲に及ぼす影響がなく、水稻栽培を再開するには難しい土地であることから、当該申請はやむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、不耕作地であり、譲渡人が高齢で土地の管理が困難であったことから適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、造成工事を行い、南側に向け太陽光パネル186枚、パワーコンディショナー5台を設置し、最大49.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は敷地南東の柵に集水し、河川に放流されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

整理番号42番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 2番、瀧井です。事務局より説明のありました整理番号42番に対して説明をいたしたいと思います。

去る12月12日に富川農地利用最適化推進委員と現地を確認いたしました。現地はもう既に半分以上埋め立てであり、隣接するため池や山林の裾野まで埋め立てでありました。敷地内に谷水が流れ込むことの排水計画の疑問、また水田農地の位置や元の現況が確認できないこと、また登記面積が1,500平方メートルとなっているにも関わらず申請農地は実面積859平方メートルであることの確認ができないこと、埋め立てによる届出は実面積が1,000平方メートル以内は必要ないということで、実面積の確認ができないことから不適の意見書を添付させていただいたところ、谷水の流れ込まない改良工事、改良計画、平成12年3月14日付の筆界確認書、当時の現況図、境界確定書等を追加で添付されたことにより、現況状態が図面上では確認できました。また申請農地は旧307号線沿いにあり、周りは山林と思川に囲まれた不耕作農地で、思川を挟んで反対側には遊休農地が広がる地域であります。土砂濁水の流出防止のために防草シートを張ったり、思川の手前で空き地を設けて流出防止策を採ることの事業計画により、周辺農地への悪影響も考

えにくいことから総合的に考え、本申請に対しては適正と思われるのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
続いて区域番号11番 富川推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 11番、富川です。事務局ならびに瀧井委員のご説明のとおりでございます。申請地は山林と河川に隣接しているほか、一帯の農地が耕作放棄されている現況からも周辺への影響はないと判断し、農地利用の最適化の推進にも支障はないと考えます。どうぞご審議よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号42番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号42番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号43番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号43番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の15ページ、16ページ、土地利用計画は17ページとなります。申請地は、市街化調整区域にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地ですが、申請地周辺に農地はなく、申請地も自然林が生える程度の荒廃地であり、周囲に及ぼす影響がない土地であることから当該申請はやむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要を説明いたします。譲受人は廃棄物処理事業等を営んでおり、今年度第3工場を新設され、従業員の駐車場及び資材置場が手狭になったことから農地転用の申請を提出されました。計画によりますと、土地を造成した後、従業員の駐車場7台分と4立方メートルの廃棄物収集コンテナを設置されます。また、雨水は自然浸透により処理されますが、隣接地に農地がないため今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号43番につきましては、議席2番 瀧井委員から説明をお願いいたします。

担当農委 2番、瀧井です。事務局より説明のありました整理番号43番について説明させていただきます。

去る12月2日に区域担当の富川農地利用最適化推進委員とともに現地を確認しました。本申請地は松尾の工業団地付近に位置し、現地は遊休農地で山林化している状況でありました。また工業団地へつながる道路沿いに、両隣には駐車場とまた反対側にはテントハウスの建つ倉庫、用地として挟まれた山林の様な荒廃農地でありました。また近隣には水田農地が広がっておりまして、工業団地の雨水排水と舗装道路によって隔たれており、周辺農地への影響は考えにくいものと思われまので、ご審議よろしくお願ひ申しあげます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号11番 富川推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 11番、富川です。こちら事務局ならびに瀧井委員の説明のとおりでございます。当該農地は森林原野化が進んでいる他に、集団性に属しておらず周辺農地への影響もないことから、農地利用最適化の推進には支障がないと考えます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺ひいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号43番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号43番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号44番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号44番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の18ページ、19ページ、土地利用計画は20ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域内にある農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は土木工事業を営んでおり、新規工事に伴う資材置場の増設が必要となりました。譲受人は申請地から国道1号を挟んだ対面の土地も資材置場として所有されており、一体的に使用できれば便利であるため譲渡人に話をされ、合意されたため、農地転用の申請を提出されました。計画によりますと、土地を整地し、型枠、足場等の資材や重機の仮置場として利用されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には譲受人の通帳の写しが添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定において農地法による許可の要件については許可要件を満たしていると判断されます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号44番につきましては、議席18番 田畑委員から説明をお願いいたします。

担当農委 18番、田畑です。44番につきまして事務局より説明をいただいたとおりでございます。私からも少々補足させていただきます。

この土地の元地権者は譲渡人の叔父であり、その叔父も奥様も亡くなられました。また子どももなく、兄弟は譲渡人の母親のみであります。その母親も5年前に亡くなられ、現在譲渡人が相続をされておられます。譲渡人は鉄鋼や鉄骨の加工及び建設・建築をされており、この土地を管理することは非常に困難であるということでございます。このまま放置していると隣地にも迷惑がかかるのでどなたか管理いただける方を探しておられたところ、土木建設業を営んでいる譲渡人が資材置場として利用したいと話をされ、話がまとまりました。地元の改良組合長も同意され、最適化推進委員、また私も現状を見た限り、また説明を受けたところ、近隣に影響を及ぼすこともありませんので許可相当と判断をさせていただきました。どうかよろしくご審議賜り、ご承認を賜りますようお願い申しあげます。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて区域番号17番 綾戸推進委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。

当案件地は昔から不耕作地で、今も年2～3回程度草刈りだけは行われていました。今後の管理に苦慮していたところ、譲渡人の近くに住む譲受人が資材置場として利用したい旨の知らせが入り、売買なされました。何ら問題もなく、許可相当と考えられることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号44番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号44番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号45番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号45番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の21ページ、22ページ、土地利用計画は23ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にある農地で、農地の区域の規模がおおむね10ヘクタール未満の区域内にある第2種農地であります。第2種農地ですが、申請地周辺は太陽光発電施設として許可された土地であり、譲渡人も耕作が難しいことから当該申請はやむを得ないと判断しました。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、不耕作地であり、譲渡人の土地管理が困難であったことから適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、造成工事を行い、南側に向け太陽光パネル230枚、パワーコンディショナー1台を設置し、最大49.5キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は、自然浸透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

整理番号45番につきましては、議席7番 吉田委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。

現地は令和元年12月6日に現地確認をさせていただきました。特に両隣は太陽光発電施設の許可をされており、周辺農地には影響はなく許可相当と思われるのでご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号19番 松下推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 19番、松下です。申請地付近は過去2ヶ所太陽光施設として申請されており、現在は太陽光設置の土地でございまして、その隣になります。私もその近くで耕作をしており、長年その申請地は草が生えており、農地利用の最適化の推進にも支障はないと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号45番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号45番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号46番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号46番につきまして、ご説明申しあげます。申請地は参考図の24ページ、25ページ、土地利用計画は26ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域内にあり、住宅が連たんしている区域内的の農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は建設業を営んでおり、事業拡大に伴い新たな資材置場を探しておられたところ、譲渡人から売買について話があったため、農地転用の申請を提出されました。計画によりますと、土地の造成を行い、建築用の木材や鉄パイプ、工事残土等を置かれます。また、雨水は敷地南側の側溝に放流して処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には譲受人の通帳の写しが添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定において農地法による許可の要件については許可要件を満たしていると判断されます。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号46番につきましては、議席7番 吉田委員が欠席ですので、事務局より担当委員の意見書の朗読をお願いします。

事務局 意見書を朗読します。  
現地については、令和元年12月9日に確認いたしました。前面は県道に面しており周辺農地には特に影響はないと判断させていただき、許可相当と思われますのでご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号21番 中村推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 21番、中村です。この案件につきましても事務局からの説明のとおりですが、私から言いますと譲受人の近所でもありますし、上の田も譲受人がされておりますし、近隣についての被害もなく、また改良組合長及び地元の方にも許可をいただいておりますので、問題ないと判断させていただきました。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号46番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号46番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号47番について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号47番につきまして、ご説明申し上げます。申請地は参考図の27ページ、28ページ、土地利用計画は29ページとなります。申請地は、市街化調整区域内にあり、住宅が連たんしている区域内的の農地で、農地転用が可能な第3種農地であります。

転用理由及び概要について説明いたします。譲受人は再生エネルギー事業を目的に、太陽光発電施設の設置に適した土地を探しておられました。当該地は日当たりが良く、譲渡人の土地管理が困難であったことから適地と判断され、太陽光発電施設に転用するため申請されました。計画によりますと、造成工事を行い、南側に向け太陽光パネル154枚、パワーコンディショナー1台を設置し、最大39.6キロワットの発電が可能として打ち込み鋼管により設置されます。また、雨水は自然浸

透により処理されますが、今回の転用による周辺農地への被害はないと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意については、既に得ておられます。事業に要する資金については、自己資金により賄われる予定で、申請書には金融機関の残高証明書が添付されています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
整理番号47番につきましては、議席5番 山下委員から説明をお願いいたします。

担当農委 5番、山下です。事務局から説明のありましたように、譲渡人は以前からその土地の管理に困っておられまして、良い利用方法がないか探しておられましたところ、譲受人から話があり、申請がなされました。譲受人につきましても、近隣で太陽光施設の実績がございますし、しっかりとその土地も管理されているようです。また当該土地につきましても、河川、道路等に接しておりまして、付近の農地への影響はないと判断をいたしました。12月2日に確認をいたしまして特に問題ないということで判断をさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
続いて区域番号22番 辻推進委員、補足説明がございましたらお願いいたします。

担当推委 22番、辻です。山下委員からの説明のとおりでございますが、申請地につきましては県道に隣接しておりますのと、本人が高齢になってきまして草刈等管理が困難であることと、景観の観点においても農地利用の最適化の推進には問題がないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号47番について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号47番につきましては、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。  
議案第148号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第149号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第149号をご説明申し上げます。議案書は10ページからとなります。  
今月は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定は9件でございます。借り手、貸し手、利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等につきましては、利用権設定等の明細のとおりでございます。11ページから12ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数9名、借り手は実人数6名、面積は19,394平方メートル、1.9ヘクタールとなります。  
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第149号について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、議案第149号につきましては、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。  
議案第149号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第150号「甲賀市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第150号についてご説明申し上げます。  
昨年10月2つの市町において農業委員が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。農業委員の農地法違反等に関する不祥事は本件を含め一昨年より4件となり、この間農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されたところです。一連の不祥事は農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響は計り知れません。  
農業委員会は農業者の公的な代表機関として法令に則り、適正に制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っています。全ての農業委員、農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務に当たるとともに、組織一丸となって再発防止に取り組み、信頼回復に努めなければなりません。これは令

和元年度全国農業委員会会長代表者集会においての決議を受けまして農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について下記を説明させていただきます。

1. 農業委員会が担っている責務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和2年1月10日、甲賀市農業委員会。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局よりご説明いただきました件につきまして、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

西田委員

4番、西田です。この法令遵守の申し合わせ決議ですけれども、突然これが届いて驚きましたが、いろいろな不祥事があったということで、これに対して申し合わせ決議をすることには賛成です。これに関連しまして、昨日一昨日と東京で女性農業委員の登用促進研修会に参加したところ、この話が出まして、合わせてセクハラ・パワハラの問題が出ました。このことは今度の会長会等に取り上げられると思うのですが、女性委員に対するセクハラ・パワハラの問題を農林省に直接（具申）された方がおられました。農林省の見解としては、各県またそれぞれの市の委員会で対応するという話でした。甲賀市職員の方の中にも女性職員がたくさんおられますし、女性に限らずパワハラの問題もあると思いますが、甲賀市がどのように対応されているかをお聞きしたいのが一点です。なぜ今ここでお聞きするのかと言うと、推進委員の方がおられる間に、この話を聞いていただいた方が良いと思い発言をさせてもらっています。私どもが勤めておりました時は、今なら大問題となるようなセクハラ・パワハラが溢れておりまして、今なら訴訟だらけであっただろうと思われるような中で仕事をしておりましたが、当時はそんなに自分も問題として意識しておりませんでした。今現在も女性としてあまりうれしくない思いをすることは多々ありますが、それがセクハラ・パワハラかと聞かれると、そこまで特にこの委員会で感じたことはございません。ただ昨日の話の中で出ておりましたのが、各委員を決めるときに「地域のことを知らないので女性はだめ」「男でないと無理」などと言うのが既にセクハラだそうですので、ここにおられる方はそのようなことではないと思うのですが、今後そのようなご発言がないようにと思ひまして今ここで発言をさせていただきました。よろしくお願ひします。

議 長

ただ今の質問について、回答をお願いします。

事務局

まず市職員についてですが、当然セクハラ・パワハラというのは業務上してはならないことを周知されております。特にこの2つにつきましては専門窓口があり本人が通報し対応するシステムとなっております。農業委員の方等につきましては、特にそのような事がないとおっしゃっておられましたし、私も特に該当するような事例はないと感じております。申し合わせ決議も含めまして、今後もこのような事があってはならないと思ひますので、それも含めまして一度市の対応も考査させていただきたいと思ひしております。以上です

議長 よろしいですか。

西田委員 はい。

議長 他にご意見はございませんか。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第150号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第150号につきましては、原案のとおり可決します。

議案書の（案）を消していただきますようお願いいたします。

議案第150号については、以上であります。

議長 続きまして、報告案件に入ります。

**報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。お手元の調書は、18ページからとなります。農地法第5条の届出地は、参考図の30ページから32ページとなります。

今月の届出は3件で、譲受人・譲渡人の住所・氏名、転用する土地の所在・地目・転用面積等につきましては、18ページの調書のとおりでございます。届出内容につきましては、介護施設が1件、一般住宅が2件であります。以上でございます。

議長 続きまして、**報告案件2「農業経営改善計画認定申請に係る審査結果報告について」**、事務局の報告を求めます。

事務局 報告をいたします。お手元の調書は、19ページをご覧ください。農業経営改善計画認定について、市農業振興課へ新規案件2件の申請がありました。

申請内容の詳細については調書のとおりです。農業委員会からは令和元年11月21日付けで、会長名により適当とする審査結果を回答し、同月11月29日付けで認定農業者として認定されました。なお、これにより市内の認定農業者は、182経営体となっております。以上です。

議長 ありがとうございます。

報告案件は以上であります。ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 特にご質問等もございませんので、これで審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

推進委員におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。  
た。

ここで一旦、休憩とします。再開は15時20分といたします。

【休憩】

議 長

それでは、会議を再開します。  
これより報告事項に入ります。  
最初に、**報告事項1の「副会長報告事項」**について、お願いいたします。

副 会 長

・委員農地パトロールの結果について

議 長

続きまして、**報告事項2の「下限面積検討委員会報告事項」**について、伴委員長よりお願いいたします。

伴委員長

・第2回下限面積検討委員会の結果について  
・第3回下限面積検討委員会の開催について

議 長

続きまして、**報告事項3の「広報編集委員会報告事項」**について、山下委員長よりお願いいたします。

山下委員長

・第3回広報編集委員会の結果について  
・農業委員会だより第30号の配付について

議 長

続きまして、**報告事項4の「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局

・前回総会から次回総会までの「経過と予定」について  
・農地法第18条第6項報告及び利用権設定満了報告について  
・第3回地域ブロック会議について  
・各パトロールの実施について  
・賃借料情報について  
・令和2年度作付目標について

議 長

ありがとうございました。報告事項は以上です。  
ここで皆様方より総会全体を通して、何かご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長

特にご質問等もございませんので、以上で本総会の議事は全て終了いたしました。  
ご審議いただきありがとうございました。

事務局長

それでは閉会にあたり、田畑副会長がご挨拶を申し上げます。

副 会 長

【閉会挨拶】

甲賀市農業委員会総会会議規則第21条第2項の規定により署名する

議長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_